

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年7月12日

独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター
契約事務責任者 統括所長 安田 信行

1 一般競争入札に付する業務

- (1) 業務名 沖縄センター第二職員用宿舎、沖縄職業能力開発大学校第三職員用宿舎
外壁塗装等その他工事設計監理業務
- (2) 業務場所 沖縄県中頭郡北谷町吉原697-5
- (3) 業務内容 「沖縄センター第二職員用宿舎、沖縄職業能力開発大学校第三職員用宿舎
外壁塗装等その他工事設計監理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）
記載のとおり
- (4) 履行期間
ア 設計期間 契約締結の翌日から平成22年9月24日まで
イ 監理期間 当該設計業務に係る工事の初日から工期末日の14日後までとする。
ただし、その日が当該年度末日を越える場合は、当該年度末日を期間
の最終日とする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）第70条及び第
71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22年8月3日時点において、独立行政法人雇用・能力開発機構における一般
競争（指名競争）参加資格「建設コンサルタント業務」の認定を受けている者であ
って、沖縄県内に本社、支店又は営業所（建設業法による）のいずれかを有する者
であること。
- (3) 独立行政法人雇用・能力開発機構監理業務委託要綱第6条（別紙3参照）による監
督員を配置することができる者であること。
- (4) 平成22年8月3日時点において、独立行政法人雇用・能力開発機構より指名停止
措置を受けている（指名停止期間内にある）者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法に基づき民事再生手続の申立がなされている者でないこと。

3 入札参加申込方法

入札参加申込書は、次に掲げるところにより行う。

- (1) 入札参加申込は、当機構に登録している本社（店）において行うこと。ただし、上記「2 競争参加資格」において示す沖縄県内に本社がない場合は、沖縄県内に支店又は営業所（建設業法による）のいずれかを有することが確認できる書類（現在事項全部証明書等の写し）を提出すること。
- (2) 入札参加申込書（別紙1）及び誓約書（別紙2）に必要事項を記入押印の上、下記のとおり書留郵便（一般書留、簡易書留、特定記録等）又は宅配便により送付すること。
- (3) 送付先
〒904-0105
沖縄県中頭郡北谷町吉原728-6
独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター 総務課経理係
TEL 098-936-1755
- (4) 入札参加申込書受付期間
平成22年 7月12日（月）から平成22年8月3日（火）16時まで（必着）

4 入札心得書、仕様書の交付方法

上記3（4）の期間中、平日9時00分から12時00分及び13時～16時までの間に、当機構において入札参加申込書等を受領した後、上記3（3）経理係において交付する。

5 入札参加資格の決定

入札参加申込の受付終了後、当機構において入札参加申込者の入札参加資格に係る審査を行う。審査の結果、上記2の競争参加資格条件を欠くと認められた場合、平成22年8月11日（水）までに通知する。

なお、入札参加資格が有ると認められた者であっても、上記2の競争参加資格条件を欠くと認められた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

6 入札方法等

- (1) 入札執行日時及び場所

日時：平成22年8月16日（月）11時00分

場所：上記3（3）と同じ

独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター1階小会議室

留意事項として、入札参加者又はその代理人は、印鑑及び名刺を持参すること。

入札開始時間は、入札執行者の判断により場合によっては遅らせることもあり得ること。

入札の開会を宣言した後は、その時会場に入室（出席）していない者は、いかなる理由があっても入札に参加することはできない。

(2) 入札書の提出方法

上記(1)の日時及び場所に持参すること。

(3) 落札者の決定

入札参加者のうち、その入札価格が契約の目的に応じ予定価格の105分の100に相当する価格の範囲内で最低価格のものを落札者とする。ただし、その価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の105分の100に相当する価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) その他

入札方法等の詳細は、入札参加者に交付する入札心得書による。

7 契約書の作成

独立行政法人雇用・能力開発機構の指定する契約書を作成すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 落札者は、契約書の提出日までに契約保証金の納付に代わる次のいずれかの保証を付さなければならない。

なお、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

ア 銀行、機構が確実と認められる金融機関又は前払金保証事業会社の保証

イ 公共工事履行保証証券による保証

ウ 履行保証保険契約の締結及びその保険証券の寄託

9 異議の申立

(1) 独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センターの判断により入札参加資格がないとされたことに対する異議は、入札参加資格に係る審査結果通知日から3日以内（通知日及び土日祝祭日は含まず）に届くように以下の問い合わせ先あて文書で申し立てすること。また、文書発送前後には、質問受付時間内に電話による連絡を必ず行うこと。

なお、それ以後は、異議の申立は受け付けないものとし、手続に過失がある場合においても責任を問えないものとする。

10 入札に関する問い合わせ先

〒904-0105 沖縄県中頭郡北谷町吉原728-6

独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター 総務課 経理係

受付時間：午前 9時00分～12時00分 午後13時00分～17時00分

TEL 098-936-1755 FAX 098-936-1853

(別紙1)

平成 年 月 日

独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター

契約事務責任者 統括所長 安田 信行 殿

住 所

氏 名

印

T E L

入 札 参 加 申 込 書

沖縄センター第二職員用宿舎、沖縄職業能力開発大学校第三職員用宿舎外壁塗装等その他工事設計監理業務に係る入札について、下記について誓約のうえ、参加を申込みます。

記

- 1 沖縄センター第二職員用宿舎、沖縄職業能力開発大学校第三職員用宿舎外壁塗装等その他工事設計監理業務に係る入札公告に定める事項及び法令上の規制を全て承知した上で、参加を申込みます。
- 2 落札した場合であっても、契約成立後に、入札参加資格等がないことが判明する等の理由で、独立行政法人雇用・能力開発機構が入札を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知した上で、参加を申込みます。

以 上

(添付書類)

- ・独立行政法人雇用・能力開発機構一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し 1部
 - ・入札公告の3（1）の但書きに該当する場合は現在事項全部証明書等の写し 1部
- ※ 参加申込みは、必ず当機構に登録している本社（店）において行うこと。

(担当者連絡先)

※当該連絡先にあてて当該入札に係る諸連絡（入札説明書等の交付など）を行う。

所在地	(〒 -)	T E L	
担当部署		F A X	
メールアドレス		ふりがな 担当者	

(別紙2)

誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター
統括所長 安田 信行 殿

住所

氏名

印

平成22年7月12日付けで公告のありました沖縄センター第二職員用宿舎、沖縄職業能力開発大学校第三職員用宿舎外壁塗装等その他工事設計監理業務に係る入札に参加するにあたって、下記のとおり誓約します。

記

- 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 破産者で復権を得ない者でないこと。
- 4 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- 5 民事再生法に基づき民事再生手続の申立がなされている者でないこと
- 6 添付書類の内容については事実と相違ないこと

(別紙3)

監理業務委託要綱(抜粋)

(監督員の資格)

第6条 主任監督員は、1級建築士として5年以上の監理の実務経験を有し、当該工事を充分監理する能力を有するものとする。ただし、監理対象工事が設備工事が単独又は主の場合は、機構と協議の上、建築設備士等とすることができる。

2 建築の監督員は、1級建築士又は2級建築士とする。ただし、2級建築士の場合は、10年以上の監理の実務経験を有するものとする。なお、巡回監督の場合は、1級建築士とする。

3 電気設備の監督員は、電気主任技術者(電気事業法)、電気工事施工管理技士、建築設備士若しくは建築設備検査資格者とする。ただし、資格を有しない者の場合であっても、10年以上の監理の実務経験を有する場合は、機構と協議し、監督員とすることができる。

4 機械設備の監督員は、管工事施工管理技士、建築設備士若しくは建築設備検査資格者とする。ただし、資格を有しない者の場合であっても、10年以上の監理の実務経験を有する場合は、機構と協議し、監督員とすることができる。